

令和3年度サービス管理責任者等指導者養成研修実施要綱

1 目的

本研修は、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」並びに専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援）において、企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。

2 主催者

厚生労働省

3 内容

標準カリキュラム（今年度は更新研修及び専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援）に係る内容を中心とする。）の内容の伝達等を予定

4 開催期間

令和3年6月30日（水）から7月2日（金）まで

※ ただし、別紙プログラムのうち、実施区分が「事前学習・事後学習」となっているものの一部（事前学習の指定があるもの）については、研修開始日までの間に受講（視聴）しておく形とする（映像の公開は6月20日頃を目途とする予定）。

5 開催場所

国立障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

※ ただし、受講者は、今年度実施する全ての研修プログラムについて、オンライン形式（映像配信・オンデマンド形式及びZoomによる双方向通信形式）にて受講するものとする。

6 受講対象者

本研修の受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県研修において企画・運営又は講師として携わる中心的な役割を担う者であって、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）又は障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）の要件を満たし、かつ都道府県が推薦する者

ア. サービス管理責任者等研修部分の企画・運営又は講師を担当する者（予定の者を含む）

イ. 専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援）部分の企画・運営又は講師を担当する者（予定の者を含む）

- ※ ア. イ. は同一の者が連続して受講すること。
- ※ 専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援）はサービス管理責任者等及び相談支援専門員に共通するカリキュラムであることに留意されたい。
- ※ 昨年度までの国研修との一定の継続性を保つ観点から、適宜、昨年度の受講者と情報を共有すること。
- ※ なお、過去に本研修を修了している者が受講して差し支えない。

(2) 都道府県職員であって、「サービス管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」を担当している者

7 受講者数

各都道府県の受講者数は、次のとおりとする。

- (1) 6の(1)に該当する者
4名
- (2) 6の(2)に該当する者
1名

8 受講手続

都道府県は、受講者を選考の上、令和3年6月4日（金）までに、(1)(2)については電子メールで、(3)については受講申込者全員の承諾書を取りまとめの上、郵送で12の(2)の国立障害者リハビリテーションセンター学院宛申込手続きを行うこと。

なお、電子メールを送信する際には、件名の冒頭に、都道府県名を記入すること。

- (1) 「令和3年度サービス管理責任者等指導者養成研修受講申込書」（別紙様式1）
受講者の氏名欄については、誤字・脱字・ふりがな誤り等のないよう留意すること。

※ 受講者の相互の連携強化に役立てることを目的として、当該受講申込書を基に、都道府県名、氏名、所属及び電子メールアドレスを記載した「受講者名簿」を受講者に配付する予定であるので、当該名簿への記載を希望しない者は、備考欄にその旨を付記すること。

- (2) 「障害のある受講者に対する特別措置の申出書」（別紙様式2）

※ 推薦する受講者の中に、障害により特別な措置を必要とする者が含まれる場合に限るものとする。

- (3) 承諾書（原本）

9 受講者の決定及び通知

受講者の決定は、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行い、決定後速やかに各都道府県に対し通知するものとする。

10 研修経費

研修資料は電子媒体で配布するため、今年度は徴収しない。
なお、印刷を行う場合の費用は受講生が負担するものとする。
また、通信環境等に係る費用は受講生が負担するものとする。

11 留意事項

- (1) オンラインで配信される講義は、受講者以外にも、研修企画・立案に従事する者の視聴を可とする（公開日以降、令和3年度内は視聴可とする）。ただし、広く一般に公開するものではないため、視聴する者の選定や配信チャンネルに関する情報は都道府県の責任において管理すること。
- (2) 双方向通信により実施するプログラムはその様子を録画し、(1)同様の取扱方法にて視聴を可とする。そのため、都道府県はこのことに同意する者を推薦すること。
- (3) 本研修で使用する映像のハードディスク等の媒体への保存や再配布、都道府県研修等への二次利用を行うことは禁止する。著作権や肖像権等の侵害となる場合もあるので、十分注意すること。
- (4) 研修資料の都道府県研修等への利用にあたっては下記の要領を遵守すること。
 - ・引用する場合は、下記の例のとおり出典及び箇所を明示すること。
例「出典：令和3年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料 p. ●」
 - ・一部改変して引用する場合は、改変した旨を明示すること。
例「出典：令和3年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料 p. ●（一部改変）」

12 照会先

- (1) 本研修の内容及び課題等に関する事項

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室相談支援係

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線 3040）

FAX：03-3591-8914

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

- (2) 本研修の受講手続、受講決定等に関する事項

国立障害者リハビリテーションセンター学院

住所：〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1

TEL：04-2995-3100（内線 2619）

FAX：04-2996-0966

E-mail：kenshu2@rehab.go.jp

URL：http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/schedule_2021/